

医療機関毎の具体的対応方針について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



1 各医療機関の具体的対応方針について

- ① 2025年以降において担う役割や病床機能は、地域医療構想と整合的であるかどうか。

- ② その他、説明のあった変更の理由等については、地域医療構想に沿ったものであるか。

2 具体的対応方針に係る目標値の設定について

以上の2点について御協議をいただきたい。



「地域医療構想の進め方について【国通知】（H30.2.7）」

調整会議における具体的議論を促進するため、病院及び有床診療所に対して「具体的対応方針」の策定を、都道府県に対しては、毎年度、具体的対応方針を取りまとめ、地域医療構想調整会議で協議することが求められた。

【※具体的対応方針とは】

各医療機関が定める2025年を見据えた「構想区域において担うべき医療機関としての役割」や2025年に持つべき「医療機能ごとの病床数」等についての方針

調整会議における協議（H31.3）

● H31.3 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議開催

各病院等から報告のあった具体的対応方針について協議し、合意が得られた。

⇒その後、変更があった場合は、その都度協議を実施。

⇒ 具体的対応方針に変更があった場合は、引き続き協議をお願いいたします。

※千葉県ホームページから報告様式がダウンロードできます。報告に当たっては下記の様式を御使用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

具体的対応方針の変更について（東葛南部地域）



- 前回開催した東葛南部地域医療構想調整会議以降、6 医療機関が内容変更報告。
※作成済の具体的対応方針の一覧表を更新
- あくまで現時点で考えられる役割・機能であり、他の医療機関の方針も含めた地域の状況を確認しつつ、具体的対応方針に変更があった場合には、引き続き報告をお願いしたい。

○変更の報告のあった医療機関

	医療機関名（6 機関）
病院	①医療法人社団やしの木会浦安中央病院 ②独立行政法人JCHO船橋中央病院 ③船橋市立医療センター ④医療法人社団紺整会船橋整形外科病院 ⑤医療法人社団一心会初富保健病院 ⑥医療法人社団康進会加藤整形外科

※ 公立病院については、「公立病院経営強化プラン」にて別途協議

○当該圏域の病床機能の状況（R4.7.1）

※ 「休棟等」には非稼働や健診のための病棟等の他、報告対象医療機関のうち未報告の病床等を含む。
 ※ 推計値の「休棟等」には、診療実績等のデータの欠損により分類不能となった病棟も含む。

区域	医療機能	必要病床数 (R7年) A	病床機能報告 (R4.7.1) B	差し引き B-A		定量的基準に基づく病床数		
						R4推計値 C	差し引き C-A	
東葛南部	高度急性期	1,376	1,720	344	過剰	1,492	116	過剰
	急性期	4,783	5,340	557	過剰	4,557	▲226	不足
	回復期	4,072	1,904	▲2,168	不足	3,003	▲1,069	不足
	慢性期	2,779	1,875	▲904	不足	1,772	▲1,007	不足
	休棟等	-	759			774		
	計	13,010	11,598	▲1,412	不足	11,598	▲1,412	不足

(単位：床)



「地域医療構想の進め方について【国通知】（R5.3.31）」

- 都道府県は、毎年度、対応方針の策定率等を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進すること。
- 目標については、対応方針の策定率が100%に達していない場合は、対応方針の策定率とする。
- 2023年度当初において、既に対応方針の策定率が100%に達している場合における同年度の目標及び2024年度以降の目標については、合意した対応方針の実施率※とする。

⇒ 本圏域は、年度当初において、具体的対応方針の策定率が100%に達していないため、合意した対応方針の策定率を目標とする。

【東葛南部圏域における地域医療構想の進捗に係る目標値：対応方針の策定率】

策定率 R4年度末：97.6% ⇒ R5目標：100% ⇒ (R6以降は実施率)

(県全体R4年度末 現状値：策定率 98.5%、実施率 77.1%)

※具体的対応方針と一致した機能別病床数となっている医療機関の割合。

(参考) 今後の取り組みについて



今後の取り組みに関する工程表

取り組みの内容		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度以降 (令和8年度以降)
具体的対応方針 について	策定・合意	未策定医療機関は年度内に策定・合意			
	変更	具体的対応方針変更の都度、調整会議において協議			状況に応じて協議
	実施率の確認	策定済み医療機関については、2025年に向けて具体的対応方針を実施（実施が困難な場合は、変更の協議）			
非稼働病棟に関する協議 (該当病棟がある圏域)		非稼働病床調査に基づき、現状と今後の見通しについて協議			
新たな地域医療構想の検討・取組 (国において検討中)		国における検討・制度的対応		都道府県の策定作業	新たな構想に基づく取組